

那覇市社会福祉大会表彰内規

- 1 この内規は、那覇市社会福祉大会表彰規程（以下「規程」）という）の施行に関する事項について定める。
 - (1) 規程の社会福祉事業とは「社会福祉法」第2条に掲げる事業及びそれに準ずる事業をいう。
 - (2) 表彰・感謝の対象は、故人、現存者を問わず表彰する。（但し、規程第3項（2）及び同項（3）は除く）
- 2 記念大会等においては、主催団体長の連名で表彰状または感謝状を授与することができる。
 - (1) 表彰・感謝には記念品を添えることができる。
- 3 規程第3項（1）の特別功労者は、次の要件を満たす者とする。
 - (1) ①の「功労が顕著」とは、社会福祉事業に対する特別かつ多大な貢献をさす。
 - (2) ②の「貢献」については、概ね次のとおりとする。ただし、表彰委員会が認めた場合はこの限りではない。
 - ア ふれあい福祉相談室等の相談員
相談員歴10年以上、かつ平均週1回以上相談員として活動する者。
 - (3) ②の「奉仕活動」については、概ね次のとおりとする。ただし、表彰委員会が認めた場合はその限りではない。
 - ア ボランティア（個人）
 - i 活動歴10年以上の者。
 - ii 団体会員の場合は、活動歴10年以上で団体の活動に大きく貢献した者。
 - イ ボランティア（団体）
活動歴10年以上の団体。ただし、活動の頻度は平均月1回以上であること。
 - ウ ボランティア活動協力校
活動歴10年以上で、現在協力校の指定を受けている学校。ただし、活動の頻度は平均月1回以上であること。
 - エ 「奉仕活動」の範囲
 - i 社会福祉事業に対する貢献活動。
 - ii 地域保健事業に対する貢献活動。
 - iii その他、表彰委員会が認める社会貢献活動。
- (4) 規程第3項（2）及び同項（3）の勤続年数は当該年度の10月31日現在で算定する。ただし、規程第3項（2）①及び同項（3）①の民生委員・児童委員については、同委員の改選年度に限り11月30日現在で算定することができる。
- (5) 規程第3項（2）、（3）の②の対象者は、福祉関係行政機関の職員である者は除くものとする。
- (6) 規程第3項（2）及び同項（3）の勤続年数は原則として、非常勤職員の期間は含まない。ただし、介護職等の直接処遇職員については、非常勤であっても算定できるものとする。また、在任、在職期間が中断されている場合は、在任、在職期間を通算するものとする。

- (7) 規程第3項(4)の「優良社会福祉施設・団体並びに地域団体」については、活動歴10年以上の施設・団体とする。なお、自治会や地域の団体・グループ組織等の場合においては、特別功労者表彰(ボランティア団体等)の表彰対象とすることもできる
- (8) 規程第3項(2)、(3)の②の対象者は、原則として市内在住を勤務とする。但し、表彰委員会が認めた場合はその限りではない。
- 4 規程第4項(1)の「多額の浄財」とは、個人、団体を問わず100万円以上の寄付または物品とする。ただし、累計して100万円に達した場合も含まれる、なお、その後、100万円に達した場合はその都度表彰する。

付 則

この規程は、平成10年8月26日から施行する。

付 則

この規程は、平成16年8月25日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年9月8日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年9月28日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年8月20日から施行する。

付 則

この規程は、平成22年8月5日から施行する。

付 則

この規程は、令和5年8月1日から施行する。